

鶴岡市公告第161号

鶴岡市営羽黒山スキー場設置及び管理条例（平成17年鶴岡市条例第215号）第3条の規定により、鶴岡市営羽黒山スキー場の指定管理者を指定するため、その募集を次のとおり行う。

令和8年9月28日

鶴岡市長 佐藤



1 募集対象施設

- (1) 名 称 鶴岡市営羽黒山スキー場
- (2) 位 置 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山地内及び庄内町科沢字西山地内
- (3) 規 模 等 ア ゲレンデ面積 6ha（滑走距離 最大650m）
 イ 付帯設備 ペアリフト、ロッジ、トイレ
- (4) 主な業務 ア スキー場の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
 イ リフトの運行並びに利用料金の徴収に関する業務
 ウ ゲレンデの整備に関する業務

2 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 指定管理者の要件

鶴岡市内に本社又は支店を置く法人で、鶴岡市営羽黒山スキー場指定管理者募集要項に定める要件を満たすもの

4 募集方法

鶴岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年鶴岡市規則第61号）第2条の規定により、指定された様式により必要書類を添付して申請すること。

5 募集期間

令和8年9月28日から令和8年10月9日まで

6 その他

(1) 募集説明会

ア 日 時 令和8年9月30日 午前10時

イ 会 場 鶴岡市羽黒庁舎会議室第3（2階）

(2) 指定の可否

指定については鶴岡市指定管理者選定委員会に諮り、結果について文書で通知する。